

上越次世代農業力レッジ

令和9年度研修生 募集案内



上越市担い手育成総合支援協議会
令和8年10月

上越次世代農業カレッジ

令和 9 年度研修生を募集します

申込期間	令和8年 10 月 28 日（水）～ 令和 9 年 1 月 15 日（金）
試験 日	令和 9 年 1 月 25 日（月）

1 目的

上越市内で独立・自営就農や農業法人等への就業、親元での就農を目指す人を対象に、市内農業者や農業法人での実践研修や関係機関による座学研修を通じて、農業技術や農業経営に関する知識・技能を習得し、上越市農業の未来を担う新たな担い手の育成・確保を目的としています。

2 募集人数

2 名程度

3 実施内容

- (1) 受入農業者による農産物の栽培・流通・販売等に関する実務研修
- (2) 協議会及び関係機関等による農業技術・農業経営に関する知識・技能等の習得研修
- (3) その他、協議会が必要と認める研修

4 応募資格等

次のいずれにも該当する人

- (1) 原則として研修開始時の年齢が 18 歳以上であり、就農予定時に 50 歳未満であること
- (2) 心身ともに健康であること
- (3) 研修期間中の生活費を確保できる見込みがあること
- (4) 研修終了後、上越市内で就農する意思があること
- (5) 研修中及び就農後は地域活動に参加する意思を有すること
- (6) 普通自動車運転免許（AT 限定可）を有し、研修期間中の移動手段を確保できること
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 選考方法・申込方法

(1) 選考方法

書類審査・面接審査（個別面接）

(2) 申込方法

次の書類を協議会事務局（上越市役所農政課）へ持参、郵送又は電子メールで提出してください。

ア 農業研修申込書（指定様式）

イ 履歴書（指定様式）

ウ 志望理由書（指定様式）

エ 普通自動車運転免許証の写し（表裏）

※ ア、イ、ウは、指定様式を使用の上、履歴書には写真を貼付し、必要事項を記入してください。

※ 郵送の場合は、簡易書留郵便でお送りください。

(3) 申込期間

令和8年 10 月 28 日（水）～ 令和9年 1 月 15 日（金）※郵送の場合は当日必着

（次頁に続きます。）

(4) 面接審査日

令和 9 年 1 月 25 日（月）

※ 面接時間及び会場等の詳細については、申込者に後日お知らせします。

(5) 結果通知

- ・受験された方全員に文書及び電話でお知らせします。
- ・通知日：令和 9 年 2 月 8 日（月）※予定

(6) その他

- ・受験申込時の提出書類は、以下のとおり取り扱います。
合格の場合…返却しません。
不合格の場合…結果通知に同封し、返却します。
- ・応募書類に記載された個人情報、本研修に関する業務以外の目的には使用しません。

6 研修の詳細について

(1) 研修期間

- ・研修開始日：令和 9 年 4 月 1 日（木）※予定
- ・原則 2 年間とし、研修時間は年間おおむね 1,200 時間以上とします。

(2) 研修時間

- ・研修は週 4 日程度とし、時間は原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとします。ただし、農繁期等はこの限りではありません。

(3) 週休日等

- ・原則土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）とします。ただし、農繁期等はこの限りではありません。
- ・事前に事務局へ申し出ること、研修日程の調整が可能です。

(4) 研修費用

- ・無料です。ただし、研修に必要な被服や教材（指定あり・5 千円～1 万円程度）等は自己負担で用意する必要があります。

(5) 傷害保険等

- ・研修期間中の事故等に備え、研修生の負担により加入してください。
- ・研修中における事故等は、協議会及び受入農業者に故意又は重大な過失がある場合を除き、研修生の責任において処理する必要があるため、損害賠償保険への加入を推奨します。

(6) その他

- ・6 か月に 1 回研修状況を報告していただきます。
- ・健康保険、厚生年金保険、雇用保険は、本研修では加入対象となりません。
- ・研修中の住居や車両等は、研修開始前までにご自身でご用意ください。ご不明な点は協議会事務局へご相談ください。

7 各種支援

(1) 就農準備資金【国事業】

- ・交付額：165 万円/年（13.75 万円/月）を最長 2 年間
- ・対 象：就農予定時に 50 歳未満の研修生（その他要件あり）

（次頁に続きます。）

(2) 住居費補助【市事業】

- ・交付額：家賃の 1/2（上限額 2 万円/月）を 1 年間
- ・対 象：市外から転入した 50 歳未満の研修生であり、市内の賃貸住宅に居住している者

(3) 大型特殊免許等取得費補助【市事業】

- ・交付額：大型特殊・けん引免許取得費の 1/2（上限額各 5 万円）
- ・対 象：市内に住所を有する 50 歳未満の研修生

(4) 協議会コーディネーターや関係機関による研修サポート

- ・研修期間中は実務研修先への巡回等を行い、研修をサポートします。
- ・研修終了後も円滑な就農に向けた支援を行います。

8 Q&A

Q. 農業未経験でも研修生になることができますか。
A. できます。上越市内での就農意欲があり研修に熱心に取り組む方であれば研修生になることができます。
Q. 就農準備資金は必ず受給できますか。
A. 必ず受給できるものではありません。年齢や就農計画などの要件を満たす必要があります。詳細は事務局へお問い合わせください。
Q. 働きながら農業研修できますか。
A. 年間 1,200 時間以上の研修が必要なため、就業との両立はできません。なお、休日にアルバイトを行うことは可能です。
Q. 面接審査のための旅費は支給されますか。
A. 旅費の支給はありません。

9 申し込み・問合せ先

上越市担い手育成総合支援協議会（事務局：農政課）

所在地：〒943-8601 上越市木田 1 丁目 1 番 3 号 上越市役所農政課内

電 話：025-520-5749（直通） メール：ninaitekyo@city.joetsu.lg.jp